

## 今月の言葉

### 隣の芝生はいつも青い

管理部

## 車両保険で補償されない損害について

～シンセロより～

車両保険の一般条件は基本、保険契約車両の損害全てをカバーできるものですが、保険金の支払いができない場合もあります。以下にまとめました。

- ・パンク等のタイヤのみに生じた損害（火災や盗難、他の部分と同時に生じた損害は補償）
- ・無免許運転、飲酒運転によって生じた損害
- ・故障損害
- ・車両の欠陥、摩滅、腐食、錆、その他の自然の消耗による損害
- ・法令で禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ・詐欺、横領によって生じた損害
- ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・競技または曲技の為に使用する事（練習含む）、またその目的とする場所で使用による損害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- ・契約者、車の所有者、保険金受取人等の故意または重大な過失によって生じた損害 等

また友人の車両を借りて運転中の損害は条件次第で他車運転代替特約が使用できますが、盗難やいたずら等運転中でない場合の損害は補償対象外です。ロードサービスも契約の車両しか使えませんので注意して下さい。



## 浜松中央地区安全運転管理推進事業所

当社が、平成 26 年度の浜松中央地区安全運転管理推進事業所に指定されました。事務所スタッフのみならず、派遣先で働くスタッフも対象になります。安全運転を心がけゆとり出勤をしましょう。今年 1 年に限らず、継続的に「交通事故ゼロ」を目標にして行きましょう。

## 限度額適用認定証について

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

70 歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口（※1）に提示すると、1 カ月（1 日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで（※2）となります。

**自己負担限度額：80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (一般所得者の場合)**

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

限度額認定証の発行は健康保険協会へ申請します。申請後、自宅へ郵送されます。申請は伸栄からでも行うこともできますが、手元に届くまでに 1 週間くらいかかりますので、早めに担当者へ連絡してください。